

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催基準等について

〈開催基準〉

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県主催のイベント等の自粛対応については、4月1日から、以下の①～③に掲げる条件を満たさない場合には、開催を「延期」または「中止」する。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「国の専門家会議」という。）が示した「クラスター発生の3条件」

- ① 密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 密集状態にしないための一定の距離の確保
 - ③ 近距離での会話や発声の回避を行い、保健衛生や環境衛生を良好に保つこと
- 2 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方を中心とするイベント等については、重症化リスクが高いという観点から、開催の是非や開催する場合の運営方法について、より慎重に判断する。

〈開催にあたっての留意事項〉

- 1 県主催のイベント等の実施にあたっては、引き続き、次の項目など取りうる限りの感染防止対策の徹底を図る。

- ・発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること（特に、感染拡大地域から来県された方については、症状に十分留意いただく）
- ・直近2週間の海外渡航歴のある方及びその方と濃厚接触のあった方には参加自粛を協力要請すること
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
- ・参加者への咳エチケット・手洗いの推奨を行うこと
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・相互接触（握手、肩を組む等）を回避すること
- ・参加者が共通に触れる器具、設備等の消毒の徹底を図ること（食事を提供する場合にトングの共用を避けるなど）

- 2 なお、全国的な大規模イベント等の開催にあたっては、国の専門家会議が示している別添の「多くの方が参加する場での感染対策のあり方の例」を踏まえ、対応することとする。

※ 上記の基準は、今後の県内における新型コロナウイルス感染症の状況の変化等を見ながら、必要に応じて内容を適宜見直すこととする。